平成２１年（フ）第１６５号
滋賀県守山市洲本町2086番地、開始決定時の住所滋賀県守山市守山２丁目15番21号
破産者　昭和木工こと　山崎　千春
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７６号
大津市大将軍３丁目13番５号　ロイヤルハイツ新206、前住所滋賀県守山市水保町459番地
破産者　市田やえ美
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４２号
滋賀県草津市南笠東１丁目６番４号
破産者　山下　里史
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６５号
愛媛県松山市南梅本町８番地　ジュネスＫＵＢＯＴＡ603号
破産者　佐伯　安則
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１１０３号
熊本県宇城市不知火町亀松32番地
破産者　寺本　賢二
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１００号
熊本県山鹿市鹿本町来民1730番地
破産者　松尾　恒一
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
大分市大字古国府1066番地の３、開始決定時の住所大分市大字細1715番地の２
破産者　利根　敬二
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第２７４号
宮崎県延岡市石田町4165番地、開始決定時の住所宮崎県延岡市石田町4430番地11
破産者　山田百合子
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９５号
宮崎市恒久南２丁目13番地17、前住所宮崎市まなび野３丁目３番地５
破産者　清水　　一
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３１９号
岩手県遠野市青笹町糠前14地割20番地３
破産者　小原　信喜
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１６７号
山形県西置賜郡小国町大字町原255番地
破産者　宮崎　陽子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成１９年（フ）第３４８号
福島県郡山市安積町荒井字林ノ越31番地　メゾンドうちだ101号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市富田町字逆池北19番地の４
破産者　新井　利夫
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
埼玉県比企郡小川町大字大塚500番地11
破産者　市川　　充
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８４６号
神奈川県平塚市浅間町11番３―903号、開始決定時の住所横浜市戸塚区上品濃16番１―1216号
破産者　野口　泰毅
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２１７号
横浜市戸塚区上矢部町513番地３　アーバンスプラザイシワタ３―505号
破産者　府川　　渉
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４２号
神奈川県小田原市新屋232番地の18、前住所神奈川県小田原市本町４丁目８番18号
破産者　伊東　征一
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１９２号
大阪市城東区野江４丁目１番43号
破産者　宮武　信義
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１６７号
大阪市北区鶴野町３番９―3708号
破産者　梶原　茂信
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部